第 4972 号

(2-2)



1994年1月6日創刊•毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2014年)$ 平成26年 4月 28日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ グリーン投資減税の所得区分

**Q**:グリーン投資減税を個人が適用する場合の所得区分の目安が示されたそうですが、どのようになっていますか?

A:資源エネルギー庁から次のような目安が示されています。

## 【解説】

さきごろ、太陽光発電による売電収入の取扱いが国税庁から出されたことを受けて、資源エネルギー庁から、具体的な目安が示されました。これは、全量売電についての目安です。

内容は、次のとおりです。

電気主任技術者の選任を行っている場合 (出力量50kW以上の場合)は、一般的に事業所 得になると考えられますが、出力量50kW未満 の場合であっても、次のような一定の管理を 行っているときなどは、一般的に事業所得に なると考えられます。

- ①土地の上に設備を設置した場合で当該設備 の周囲にフェンス等を設置しているとき
- ②土地の上に設備を設置した場合で当該設備 の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っ ているとき
- ③建物の上に設備を設置した場合で当該設備 に係る除雪等を行っているとき
- ④賃借した建物や土地の上に設備を設置した ときなど

なお、自己の建物の上に設備を設置した場合で特段の管理を行っていないときは、雑所得になります。







